

贈与制度の改正ポイントー上手な活用法は？

●新・相続時精算課税制度は使いやすく！

●暦年贈与の生前贈与加算期間が延長！

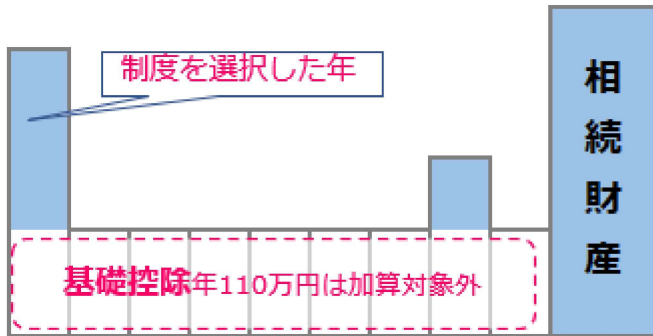
相続時精算課税制度は、累計2,500万円までの贈与は贈与税を非課税とする代わりに、相続発生時に相続財産に加算して相続税を課税するというもの。

高額な資産の生前贈与に利用しやすいものの、贈与者ごとの選択制で、一度制度を使うと暦年贈与ができなくなるのが難点でした。

相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の父母／祖父母（直系尊属）
受贈者	満18歳以上の子、孫（直系卑属）
贈与税の計算方法	累計2,500万円まで非課税 超過部分×20%の贈与税
非課税枠	累計2,500万円まで贈与税非課税 年110万円以下の贈与は非課税
利用上の注意点	税務署長へ「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要

改正で2024年から“基礎控除110万円”が登場。制度利用後も110万円以下の贈与には、贈与税も将来の相続税もかからずに済み、使い勝手は確実に良くなりそうです。



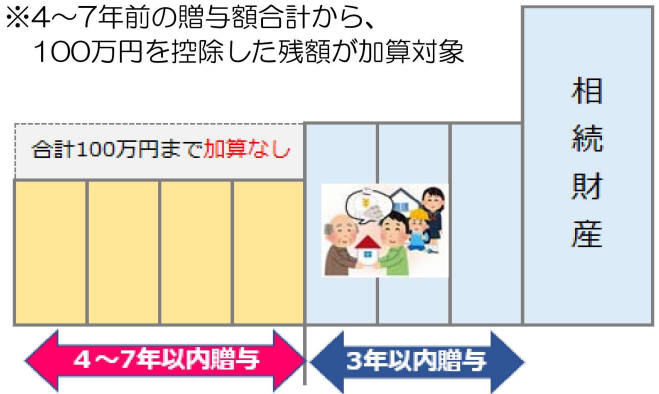
暦年贈与は“年110万円以下の贈与なら贈与税がかからず、家族だけでなく、誰に対しても使える贈与制度です。

ただ贈与後3年以内に相続が発生した場合、被相続人（亡くなった方）からの贈与財産を相続財産に加えて相続税を計算する“生前贈与加算”が必要。

来年1月1日以降は、この加算期間が7年に延長されて、相続税は実質増税になります。

生前贈与加算期間が7年へ延長

※4～7年前の贈与額合計から、100万円を控除した残額が加算対象



<相続発生日と生前贈与加算期間の関係>

相続開始日	生前贈与の加算期間
2027年10月20日	3年+293日 (2024/1/1から2027/10/20)
2030年5月10日	6年+130日 (2024/1/1から2030/5/10)
2031年1月1日以降	7年分

●これからの贈与を考える

◆贈与制度ごとの上手な活用法

暦年贈与は、今年いっぱいまでは加算期間が3年間で、駆け込み贈与も有効です。

一方、すでに相続時精算課税制度を利用中の方は、年明けの1月以降なら、申告手続きなしで基礎控除以下の贈与は“税負担ゼロ”で実行できることに。

◆「贈与管理」が重要な時代に！

加算期間の延長で、相続時精算課税制度の利用ひん度も高くなりそうです。

人生100年時代、●いつ、●誰が、●誰に、●どの制度を利用して生前贈与したかの管理が欠かせません。過去の贈与状況がわからなければ、遺言書の作成や追加贈与の検討の際に困るばかりか、最悪、将来の相続争いの火種を作りかねないのです。

2つの制度を比べてみると？



	暦年贈与	相続時精算課税
利用できる人	制限なし。 他人もOK。	直系親族限定、年齢制限あり。
事務手続き	届け出不要。 110万円超の贈与では、贈与申告が必要。	初年度に税務署へ届出。 以後110万円超の贈与だけでは申告が必要。
基礎控除以下贈与での税負担	なし。 ただし、生前贈与加算で相続税課税の可能性あり	なし。 生前贈与加算もなく、贈与税も相続税も課税なし
お勧め活用法	・相続しない孫への贈与 ・若い贈与者からの贈与（生前贈与加算の心配が少ないため）	・高額資産の贈与（1度に最大2,610万円を無税で贈与可能） ・値上りする資産の贈与（値上り前の価格で相続税がかかるため）

※基礎控除は制度ごとに110万円。祖父から暦年贈与、父から精算課税贈与の組合せなら、非課税枠は計220万円に。